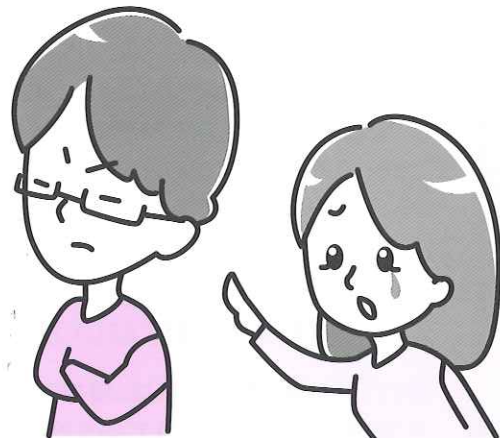


# DVは体への暴力に限らないことを知っていますか?

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)人からの暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。暴力というと、なぐる・けるなどの身体的暴力と思いがちですが、DVによる暴力にはさまざまな形態があります。



## 身体的暴力

- なぐる、ける、つねる
- 物を投げつける
- 刃物でおどす
- など

## 性的暴力

- 性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せる
- など

## 精神的暴力

- 何をいっても無視する
- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う
- 実家や友人と付き合うのを制限する
- スマホやSNSを細かくチェックする
- 人の前でバカにする
- 命令するような口調でものを言う
- 生活費を渡さない
- 外で働くのを妨害する
- 行動を監視する
- 自分の家族に危害を加えると言っておどす
- 壁や物を壊して威圧感を出す
- など

交際中のカップルの間でも

DVが起こっています。

これを、「デートDV」といいます。

### ひとりで悩まず相談してみませんか?

たとえ配偶者間であっても、暴力は決して許されません。  
ひとりで悩まないで、相談してください。



千葉県女性サポートセンター

☎043-206-8002(女性専用) ※24時間365日対応

千葉県

# DVの正しい理解のために

## 暴力をふるう人は特別な人?

暴力をふるう人に、決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないといわれます。また、家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくありません。

## なぜ、暴力から逃げないの?

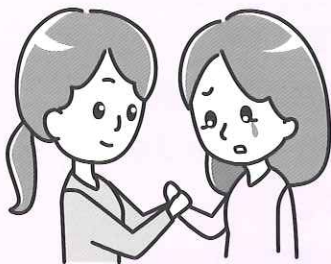
暴力をくり返し受けた人は、精神的に傷つき、無力感や絶望感に打ちのめされています。逃げる気力も持たず、逃げ出したらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もあり、逃げようとするると暴力がひどくなる傾向もあります。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならない、経済的な問題や子どもの心配からなかなか決心がつかないといわれています。

## 子どものためには我慢するべき?

子どもに親の間に起こる暴力をみせることや聞かせることは児童虐待になります。暴力を目撃しながら育つ子どもは、心に大きな傷を受けてしまいます。また、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力をふるうこともあります。子どものために我慢することが、かえって子どもを傷つけることにもなるのです。

## DVは家庭の問題なの?

これまで、DVは家庭内の問題、夫婦間の問題として軽視され見過ごされてきました。しかし暴力は決して許されるものではなく、児童虐待、高齢者虐待や障害者虐待とともに、誰もが自分の身近な問題として認識し、社会全体で解決していくべき問題なのです。



## 身近な人が悩んでいたら...

自分が受けている暴力のことを誰かに話すのは、とても勇気のいることです。話を否定せず受け止めましょう。それが相談者を力づけることになります。そして、相談窓口にご相談することをすすめましょう。

## 千葉県の相談窓口

相談窓口では、緊急避難や自立した生活に向けた各種窓口(就労、住居、生活保護等)の案内、助言などDV被害を受けた方を支援しています。

### ❖女性サポートセンター

☎043-206-8002 (女性専用)  
24時間365日対応(面接相談・専門相談もあります※要予約)

### ❖千葉県男女共同参画センター

女性のための電話相談 ☎04-7140-8605  
火曜日～日曜日 9:30～16:00  
(面接相談・カウンセリング・法律相談・こころの相談もあります※要予約)

男性のための電話相談 ☎043-308-3421  
火・水曜日 16:00～20:00  
(カウンセリングもあります※要予約)

### ❖健康福祉センター(DV専門相談窓口があります)

月～金曜日 9:00～17:00

習志野	047-475-5966	山武	0475-54-2388
市川	047-377-1199	長生	0475-22-5565
松戸	047-361-6651	夷隅	0470-73-0801
野田	04-7124-6677	安房	0470-22-6377
印旛	043-483-0711	君津	0438-22-3411
香取	0478-52-9310	市原	0436-21-3511
海匝	0479-73-2321		

### ❖警察本部相談サポートコーナー

☎043-227-9110  
月～金曜日 8:30～17:15

❖お住まいの市町村でも相談をお受けしています。